

平成 23 年 7 月 27 日

特定非営利活動法人

あいち消費者被害防止ネットワーク 御中

〒163-6035 東京都新宿区西新宿 6-8-1

新宿オークタ

グレートインフォメーション

取締役 松

TEL 03-5

FAX 03-5

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 5 月 19 日付で、貴団体から「申入書」を頂きましたので、当社内にてセキュリティーマネー・ゴールドの利用規約の改訂を検討しておりましたところ、平成 23 年 7 月 21 日付で、「差止請求書」をお送りいただきました。貴会の申し入れを検討致しましたので、以下の通りに回答させていただきます。

今後ともご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

第 10 条（利用資格の制限・喪失）について

ご指摘の通り、本条項につきましては削除する方向で考えております。

#### 第12条（利用規約の変更）について

本条項につきましては、1ヶ月間の予告期間を設ける内容へ改訂する方向で考えております。

#### 第8条2号（加盟店との取引における免責）について

「当社は、利用者と本システム加盟店等との取引について一切の責任を負いません。」と定めておりますが、当社の責任を免除する文言を削除した内容に改訂する方向で考えております。

#### 第5条（有効期限）について

有効期限を限定する契約条項を含む契約の締結を行わないようにご指摘がございましたが、実際に有効期限の変更を行うためには、システム変更及びより多くの利用者情報を保持しておくためにサーバーの増強が必要となり、そのため多大な費用が生じます結果、当社から加盟店に対して手数料の増額を求めるなどの必要性も検討せざるを得なくなります。その場合には結果として加盟店がお客様に求める費用負担も増額することになってしまう可能性もございます。

また、セキュリティーマネー・ゴールドにおいて、有効期限を過ぎて無効になる金額は2006年に初めて有効期限切れが発生してから現在に至るまで、発行金額に対して毎月1%未満です。そのため、システム変更をすることで、結果的にお客様負担が増額することは合理的ではなく、本条項の改訂は難しいものと考えております。何卒、ご理解をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 第13条2号（専属的合意管轄裁判所）について

専属的な合意管轄を求める契約条項を含む契約の締結を行わないようにご指摘がございましたが、これまでにセキュリティーマネー・ゴールドの発行及び運営に対して訴えを提起された事例がないこと、当社の同業他社につきましても、東京地方裁判所を専

属的な合意管轄と定める条項が多数存在すること、東京地方裁判所の人的・物的規模を考えると東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることが訴訟の迅速性の観点からも望ましいことなどから、本条項は信義則に反するものではないと考えておりますので、本条項については継続させていただきたいと考えております。何卒、ご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上のとおりでございます。特に、繰り返しになりますが、第5条及び第13条2号については、民法、商法、その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項ではなく、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するものではないと考えておりますため、上記回答の結果となりましたこと、何卒、ご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以 上